

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 3 節 所得控除 法第78条((<u>寄附金控除</u>))関係 第 1 編 総則 第 1 章 通則 法第 2 条((定義))関係 〔繰延資産（第20号関係）〕 (共同的施設の設置又は改良のために支出する費用) 2－25 ……………<u>寄附金</u>……………	〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 3 節 所得控除 法第78条((<u>寄付金控除</u>))関係 第 1 編 総則 第 1 章 通則 法第 2 条((定義))関係 〔繰延資産（第20号関係）〕 (共同的施設の設置又は改良のために支出する費用) 2－25 ……………<u>寄付金</u>……………

第2章 課税所得の範囲

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10

(1)

イ

ロ

ハ

ニ

(2)

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(3)

(4)

(注) 1

2

イ

ロ

ハ

ニ

第2章 課税所得の範囲

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10

(1)

イ

ロ

ハ

ニ

(2)

イ

ロ

ハ

ニ

ホ

(3)

(4)

(注) 1

2

イ

ロ

ハ

ニ

改正後	改正前
ホ	ホ
ヘ	ヘ
ト	ト
チ	チ
リ	リ
ヌ	ヌ
ル	ル
ヲ	ヲ
ワ	ワ
カ	カ
ヨ	ヨ
タ	タ
レ	レ
ソ	ソ
ツ	ツ
ネ	ネ
ナ <u>後期高齢者医療の被保険者証</u>	ナ <u>医療受給者証</u>
ラ	ラ
(5)	(5)

第2編 居住者の納税義務

第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第1節 各種所得の金額の計算

第1款 所得の種類及び各種所得の金額

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の収入を得るために支出した金額)

34－3 ……例えば、懸賞クイズ等の当選金品の一部を公益施設等に寄附する定めがある場合に当該定めに基づき寄附した金品……………

第2款 所得金額の計算の通則

法第37条((必要経費))関係

〔租税公課〕

(負担金の使用期間)

37－9の3 令第167条の2に規定する「公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の定款、業務方法書等において、……………

第2編 居住者の納税義務

第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第1節 各種所得の金額の計算

第1款 所得の種類及び各種所得の金額

法第34条((一時所得))関係

(一時所得の収入を得るために支出した金額)

34－3 ……例えば、懸賞クイズ等の当選金品の一部を公益施設等に寄付する定めがある場合に当該定めに基づき寄付した金品……………

第2款 所得金額の計算の通則

法第37条((必要経費))関係

〔租税公課〕

(負担金の使用期間)

37－9の3 令第167条の2((特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入))に規定する「公益法人等の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等の定款、業務方法書等において、……………

改正後	改正前
(注) 1 …………… 2 …………… (特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲) 37－9の4 …………… (1) …………… (2) 行政指導等に基づき公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う 構造改善事業 (3) …………… 法第36条及び第37条（収入金額及び必要経費）共通関係 〔造成団地の分譲による所得計算〕 (造成に伴って寄附する公共的施設等の建設費の原価算入) 36・37共－7 …………… 第4款 必要経費等の計算 第2目 資産の評価及び償却費 法第47条（(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)関係	(注) 1 …………… 2 …………… (特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲) 37－9の4 …………… (1) …………… (2) 行政指導等に基づき公益法人等が行う構造改善事業 (3) …………… 法第36条及び第37条（収入金額及び必要経費）共通関係 〔造成団地の分譲による所得計算〕 (造成に伴って寄付する公共的施設等の建設費の原価算入) 36・37共－7 …………… 第4款 必要経費等の計算 第2目 資産の評価及び償却費 法第47条（(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)関係

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（製造原価に算入しないことができる費用）

47－19

（１）

（２）

（３） 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額.....

（４）

（５）

（６） 工業所有権等について支払う使用料の額が生産数量等を基礎として定められて
おり、かつ、最低使用料の定めがある場合において支払われる使用料の額のうち
生産数量等により計算される使用料の額を超える部分の金額

（７）

（８）

（９）

（１０）

（１１） 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第１項（（障害者雇用納付金の徴収及
び納付義務））に規定する障害者雇用納付金の額

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（製造原価に算入しないことができる費用）

47－19

（１）

（２）

（３） 試験研究のために要した費用のうち、基礎研究及び応用研究に要した費用の額
.....

（４）

（５）

（６） 工業所有権等について支払う使用料の額が生産数量等に基づいており、かつ、
最低使用料の定めがある場合において支払われる使用料の額のうち、生産数量等
により計算される使用料の額を超える部分の金額

（７）

（８） 棚卸資産につき令第104条各号（（たな卸資産の取得価額の特例））に掲げる事実
が生じたことにより生じた損失の額（通常発生する不良品についての損失額に相
当する金額を除く。）及び低価法によって評価している場合の原価法の評価額か
ら時価による評価額を控除した金額

（９）

（１０）

（１１）

（１２） 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第１項（（障害者雇用納付金の徴収））
に規定する障害者雇用納付金の額

改正後	改正前
法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係 〔減価償却資産の範囲〕 (研究開発のためのソフトウェア) 49－１の３ …………… (注) ……………耐用年数省令第２条第２号……………耐用年数省令別表第六…………… 〔特別な償却の方法（令第120条の３関係）〕 (特別な償却の方法の選定単位) 49－１の７ 令第120条の３第１項の規定による特別な償却の方法の選定は、令第123条第１項((減価償却資産の償却の方法の選定))に定める区分ごとに行うべきものであるが、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定して差し支えない。<u>この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類（その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分）とし、機械及び装置の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）による改正前の耐用年数省令（以下49－33までにおいて「旧耐用年数省令」という。）に定める設備の種類区分とする。</u>	法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係 〔減価償却資産の範囲〕 (研究開発のためのソフトウェア) 49－１の３ …………… (注) ……………耐用年数省令第２条第４号……………耐用年数省令別表第八…………… 〔特別な償却の方法（令第120条の３関係）〕 (特別な償却の方法の選定単位) 49－１の７ 令第120条の３第１項の規定による特別な償却の方法の選定は、令第123条第１項((減価償却資産の償却の方法の選定))に定める区分ごとに行うべきものであるが、減価償却資産の種類区分<u>（その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分）</u>ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定して差し支えない。

〔耐用年数の短縮（令第130条関係）〕

（耐用年数の短縮の対象となる資産の単位）

49－14 令第130条第1項の規定は、減価償却資産の種類区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類（その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の種類の区分）とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類区分とする。……………

（1） 機械及び装置 2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合には、工場ごと

（注）1 「2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合」には、……………

2 ……………

（2） ……………

（3） ……………

（機械及び装置の使用可能期間の算定）

49－16 機械及び装置に係る令第130条第1項に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額。ただし、申請の事由が規則第30条第2号に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額）を償却基礎価額として49－15に準じて算定した使用可能期間（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎

〔耐用年数の短縮（令第130条関係）〕

（耐用年数の短縮の対象となる資産の単位）

49－14 令第130条第1項の規定は、減価償却資産の種類区分（その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分）ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。……………

（1） 機械及び装置 2以上の工場に同一の種類に属する設備を有する場合には、工場ごと

（注）1 「2以上の工場に同一の種類に属する設備を有する場合」には、……………

2 ……………

（2） ……………

（3） ……………

（機械及び装置の使用可能期間の算定）

49－16 機械及び装置に係る令第130条第1項に規定する使用可能期間は、設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産についてはその再評価額。ただし、申請の事由が規則第30条第2号（（特掲されていない設備の耐用年数の短縮））に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額）を償却基礎価額とし、49－15に準じて算定した使用可能期間（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個別年数）を当該

改 正 後	改 正 前
となった個別年数)を当該個々の資産の耐用年数として、機械及び装置の耐用年数の算定式に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数(1年未満の端数は切り捨てる。)による。 <u>規則第32条第1項第2号に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。</u> (注)1 「機械及び装置の<u>旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数</u>」とは、「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「<u>同上算定基礎年数</u>」を<u>基礎として見積もられる耐用年数による</u>。ただし、…………… 2 …………… (耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合) 49－17の2 ……………短縮した耐用年数により償却を行うときには、<u>令第130条第7項に該当するときを除き、改めて同条第1項の規定……………</u> <u>(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)</u> 49－17の3 <u>規則第32条第1項第2号に規定する「これに代わる新たな資産(……………と取り替えた場合)には、規則第30条第1号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により承認を受けた短縮特例承認資産について、次に掲げる事実が生じた場合が含まれるものとする。</u> <u>(1) 当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却することなく、当該短縮特例承認資産に属することとなる資産(その購入の対価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超え</u>	個々の資産の耐用年数として、機械及び装置の耐用年数の算定式に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数(1年未満の端数は切り捨てる。)による。 (注)1 「機械及び装置の<u>法定耐用年数の算定の基礎となった個別年数</u>」とは、「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「<u>同上算定基礎年数</u>」をいう。ただし、…………… 2 …………… (耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合) 49－17の2 ……………短縮した耐用年数により償却を行うときには、改めて<u>令第130条第1項の規定……………</u> (新 設)

るものを除く。）を新たに取得したこと

(2) 当該短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得することなく、当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却したこと

(注) 本文の取扱いの適用を受ける資産についての令第130条第7項に規定する届出書の提出は、当該資産を新たに取得した日又は当該一部の資産を除却した日の属する年分に係る申告書の提出期限までに行うこととなる。

〔償却費の計算（令第131条関係）〕

(定率法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

49－20

(1)

イ

ロ

(2)

イ

ロ

(注) 1規則第33条.....

2

〔増加償却（令第133条関係）〕

(増加償却の適用単位)

49－33旧耐用年数省令..... (.....) 2 以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合.....

〔償却費の計算（令第131条関係）〕

(定率法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

49－20

(1)

イ

ロ

(2)

イ

ロ

(注) 1規則第32条.....

2

〔増加償却（令第133条関係）〕

(増加償却の適用単位)

49－33耐用年数省令..... (.....) 2 以上の工場に同一の種類に属する設備を有する場合.....

改正後	改正前
(注) ……………「2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合」…………	(注) ……………「2以上の工場に同一の種類に属する設備を有する場合」…………
〔減価償却資産の除却等〕	〔減価償却資産の除却等〕
(総合償却資産の除却価額)	(総合償却資産の除却価額)
49－43 ……………	49－43 ……………
(注) 個々の資産の通常の使用可能期間とは、機械及び装置については「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる耐用年数により、構築物については昭和45年5月25日付直法4－25ほか一課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表3又は付表4に定める個別耐用年数による。ただし、その除却等に係る個々の資産がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる通常の使用可能期間の年数とする。 なお、個々の資産の属する総合償却資産について耐用年数の短縮の承認を受けているものがある場合には、その承認を受けた耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の耐用年数とする。	(注) 「個々の資産の通常の使用可能期間」とは、機械及び装置については「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」をいい、構築物については昭和45年5月25日付直法4－25ほか一課共同「耐用年数に関する取扱通達」の付表3又は付表4に定める個別耐用年数をいう。ただし、個々の資産の個別耐用年数がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる通常の使用可能期間の年数とする。
(個々の資産ごとの取得価額等が明らかでない個別償却資産の除却価額)	(個々の資産ごとの取得価額等が明らかでない個別償却資産の除却価額)
49－45 ……………規則第33条第1項…………	49－45 ……………規則第32条((種類等を同じくする減価償却資産の償却費))…………
(注) ……………	(注) ……………

〔償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)〕

(償却費が一定の金額に達したかどうかの判定)

- 49－47
- (1)
(2)
(3) 49－45に定める個別償却資産 規則第33条に規定する区分
(4)

第4目 引当金

法第52条((貸倒引当金))関係

〔一括評価による繰入れ(第2項関係)〕

(削 除)

〔償却累積額による償却費の特例及び堅牢な建物等の償却費の特例(令第134条及び第134条の2関係)〕

(償却費が一定の金額に達したかどうかの判定)

- 49－47
- (1)
(2)
(3) 49－45に定める個別償却資産 規則第32条に規定する区分
(4)

第4目 引当金

法第52条((貸倒引当金))関係

〔一括評価による繰入れ(第2項関係)〕

(工事進行基準を適用した場合の未収金)

52－20 工事(製造を含む。以下この項において同じ。)の請負に係る収入金額及び費用の額につき法第66条第1項又は第2項((工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期))に規定する工事進行基準の方法により経理している場合には、たとえ当該収入金額に対応する工事収入金を未収金として計上しているときであっても、当該工事の目的物の引渡しがあるまでは、当該未収金は貸金に該当しないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例 法第66条((工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期))関係 (工事の請負の範囲) 66－ 1 法第66条第 1 項に規定する工事（以下66－ 9 までにおいて「工事」という。）の請負には、…………… (長期大規模工事の着手の日の判定) 66－ 7 令第192条第 7 項(同条第10項の規定により準用される場合を含む。)に規定する……………<u>当該工事の種類及び性質、その工事に係る契約</u>…………… (削 除)	第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例 法第66条((工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期))関係 (工事の請負の範囲) 66－ 1 法第66条に規定する工事（<u>製造を含む。</u>以下66－ 8 までにおいて<u>同じ。</u>）の請負には、…………… (長期大規模工事の着手の日の判定) 66－ 7 令第192条第 7 項(<u>(長期大規模工事に着手したかどうかの判定)</u>)に規定する……………<u>当該長期大規模工事の種類及び性質、その長期大規模工事に係る契約</u>…………… (長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い) 66－ 8 法第66条第 2 項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用している長期大規模工事以外の工事について、その目的物の引渡しの日属する年の前年以前において同項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった場合においても、その後当該工事につき再び利益が生ずると見込まれるに至るなど同号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった年以後については、当該工事に係る収入金額及び費用の額の計上につき再び工事進行基準の方法を適用することができるものとする。 (注) <u>工事進行基準を適用している長期大規模工事以外の工事が同号に掲げる場合に該当することとなった場合でも、当該年の前年以前において計上した収入金額及び費用の額を既往にさかのぼって修正することはしないのであるから留意する。</u>

(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)

66－ 9 その年の12月31日の現況において見込まれる工事損失の額（その時の現況により見積もられる工事の原価の額が、その請負の対価を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）のうち当該工事に関して既に計上した損益の額を差し引いた額（以下「工事損失引当金相当額」という。）を当該年分に係る工事原価の額として計上している場合であっても、そのことをもって、法第66条第2項に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない。

この場合において、当該工事損失引当金相当額は、同項の規定により当該年分において必要経費に算入されることとなる工事の請負に係る費用の額には含まれないことに留意する。

第 3 節 所得控除

法第78条((寄附金控除))関係

(支出した場合の意義)

78－ 1 ……………「特定寄附金を支出した場合」とは、同条第2項に規定する特定寄附金……………当該特定寄附金……………

(入学に関してする寄附金の範囲)

78－ 2 ……………寄附金……………

(新 設)

第 3 節 所得控除

法第78条((寄付金控除))関係

(支出した場合の意義)

78－ 1 ……………「特定寄付金を支出した場合」とは、同条第2項に規定する特定寄付金……………当該特定寄付金……………

(入学に関してする寄付金の範囲)

78－ 2 ……………寄付金……………

改正後	改正前
(入学に関してする<u>寄附金</u>に該当するもの) 78－3 …………… (1) ……………<u>寄附金</u>…………… (2) ……………<u>寄附金</u>…………… (国等に対する<u>寄附金</u>) 78－4 ……………国又は地方公共団体に対する<u>寄附金</u>…………… (……………) ……………<u>寄附金</u>をいうのであるが、……………国立又は公立の学校等の施設の建設又は 拡張等の目的をもって設立された後援会等に関する<u>寄附金</u>…………… (災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等) 78－5 ……………法第78条第2項第1号の地方公共団体に対する<u>寄附金</u>…………… (注) ……………<u>寄附金</u>…………… (最終的に国等に帰属しない<u>寄附金</u>) 78－6 国等に対して採納の手続を経て支出した<u>寄附金</u>……………その<u>寄附金</u>…………… ……………国等に対する<u>寄附金</u>…………… (公共企業体等に対する<u>寄附金</u>) 78－7 <u>日本中央競馬会等</u>のように全額政府出資により設立された法人又は<u>日本下水道事業団等</u>のように地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する<u>寄附金</u>は、 国等に対する<u>寄附金</u>には該当しないことに留意する。	(入学に関してする<u>寄付金</u>に該当するもの) 78－3 …………… (1) ……………<u>寄付金</u>…………… (2) ……………<u>寄付金</u>…………… (国等に対する<u>寄付金</u>) 78－4 ……………国又は地方公共団体に対する<u>寄付金</u>…………… (……………) ……………<u>寄付金</u>をいうのであるが、……………国立又は公立の学校等の施設の建設又は 拡張等の目的をもって設立された後援会等に関する<u>寄付金</u>…………… (災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等) 78－5 ……………法第78条第2項第1号((<u>国又は地方公共団体に対する寄付金</u>))の地方公共団体に対する<u>寄付金</u>…………… (注) ……………<u>寄付金</u>…………… (最終的に国等に帰属しない<u>寄付金</u>) 78－6 国等に対して採納の手続を経て支出した<u>寄付金</u>……………その<u>寄付金</u>…………… ……………国等に対する<u>寄付金</u>…………… (公共企業体等に対する<u>寄付金</u>) 78－7 <u>日本政策投資銀行等</u>のように全額政府出資により設立された法人又は地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する<u>寄付金</u>は、国等に対する<u>寄付金</u>には該当しないことに留意する。

(個人の負担すべき寄附金を法人が支出した場合)

78－8 ……法第78条第2項各号に掲げる寄附金……………当該寄附金……………
…当該個人が支出した寄附金……………

第3章 申告、納付及び還付

第1節 予定納税

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111－3 ……
(1) ……
(2) ……
イ ……
ロ ……
ハ……………
ニ 寄附金控除額の見積額については、基準日までに支出した特定寄附金の額及び同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる特定寄附金の額の見積額の合計額を基礎として計算する。
ホ ……
(3) ……

(個人の負担すべき寄付金を法人が支出した場合)

78－8 法第78条第2項各号に掲げる寄付金……………当該寄付金……………当該個人
が支出した寄付金……………

第3章 申告、納付及び還付

第1節 予定納税

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111－3 ……
(1) ……
(2) ……
イ ……
ロ ……
ハ……………
ニ 寄付金控除額の見積額については、基準日までに支出した特定寄付金の額及び同日後その年12月31日までに支出することが確実と認められる特定寄付金の額の見積額の合計額を基礎として計算する。
ホ ……
(3) ……

改正後	改正前
法第113条((予定納税額の減額の承認の申請に対する処分))関係 (減額承認の基準) 113－1 ……………<u>特定寄附金</u>…………… 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付 法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125－4 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) <u>寄附金控除額</u> ……………<u>特定寄附金</u>…………… (注) …………… 第3編 非居住者及び法人の納税義務 第3章 法人の納税義務	法第113条((予定納税額の減額の承認の申請に対する処分))関係 (減額承認の基準) 113－1 ……………<u>特定寄付金</u>…………… 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付 法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125－4 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) <u>寄付金控除額</u> ……………<u>特定寄付金</u>…………… (注) …………… 第3編 非居住者及び法人の納税義務 第3章 法人の納税義務

第 2 節 外国法人の納税義務

法第180条（（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例））関係

（届出書を提出していない外国法人）

180－1 ……………法人税法第149条第1項（（外国普通法人となった旨の届出））又は第150条第3項（（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出））……………

附 則

（経過的取扱い（1））

この法令解釈通達による改正後の49－1の3、49－1の7、49－14及び52－20の取扱い
いは、平成21年分以後の所得税について適用し、平成20年分以前の所得税については、
なお従前の例による。

（経過的取扱い（2））

この法令解釈通達による改正後の66－1、66－7及び66－9の取扱いは、平成21年1
月1日以後に着手する工事（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以
下「平成20年改正法」という。）附則第4条第2項に規定する経過措置工事（以下「経過
措置工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した工事（経過措置工事を
含む。）については、なお従前の例による。

第 2 節 外国法人の納税義務

法第180条（（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例））関係

（届出書を提出していない外国法人）

180－1 ……………法人税法第149条第1項（（外国普通法人となった旨の届出））又は第150条第2項（（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出））……………

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的处理(3))</u> <u>平成21年1月1日前において着手した平成20年改正法による改正前の法(以下経過的处理(3)において「旧法」という。)第66条第2項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき工事進捗基準の方法を適用している長期大規模工事以外の工事(経過措置工事のうち旧法第66条第2項の規定によりその収入金額及び費用の額につき工事進捗基準の方法を適用しているものを含む。)</u>については、この法令解釈通達による改正前の66－8の取扱いの例による。	